２０１８年　1月１６日

広島大学長
越智光夫様

広島大学教職員組合
執行委員長　坂元国望

有期労働契約の更新上限等の見直しについて

貴職の日頃の奮闘と当組合へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、２０１７年９月１２日団体交渉、および９月２０日他、意見聴取において、標記の件の今後の方針、および運用を確認しました。つきましては、１０月２６日付けで事務・技術系契約職員の学内募集についての状況を伺い、１２月６日にご報告をいただいています。

今回さらにその後の状況を以下の通りお聞かせください。また、それを基にした質疑を含めた事務協議を申し込みますので、別途日程調整をお願いします。つきましては候補日時を複数挙げてください。

記

要求項目

（１）　有期雇用の大学職員（教授、准教授、講師、助教等）、教育研究系契約職員（特任教員、研究員等（契約教諭を除く））への対応

本項目は２０１７年８月３０日第１０６回団体交渉では以下の人数目安となっています。

(大学)②契約一般職等について、平成３０年３月末雇用の上限対象者は１１８名。うち、契約４職は３０名。残り８８名は①（注　研究開発強化法対象）に該当するため、１０年に延長される。

つきましては、以下をお示しください。

（1-1）職種ごとに研究開発強化法を適用された方の人数。

（1-2）研究開発強化法を適用され、かつ通算５年から雇用期間が延長となり、契約変更となった方の人数。

（1-3）上記（1-2）年齢分布による人数。職種ごとに年齢層別（２０代～、３０代～、４０代～、５０代～等）の区分で構いません。

（２） 事務・技術系契約職員への対応

２０１７年１２月６日　服務 G 新田副 GL より進捗状況の報告（電話受：和田）
平成３０年３月３１日に５年上限を迎える方は３３名（９月２０日付け意見聴取）と報告したが、２５名だった。
内訳：契約一般職１５名、契約専門職３名、契約技術職４名、契約技能職３名
　このうち４ポストは更新がない。２１名は一部調整中だが、ほぼ継続が確定。
現在、本人への連絡はまだである。予定は公開できない。

つきましては、以下をお示しください。

（2-1）現時点で２５名の学内募集の結果を職種別に年齢層別も含めお示しください。

（2-2）次の期日に雇用の５年上限を迎える方について職種別、年齢層別、人数をお示しください。４月３０日、５月３１日、６月３０日、７月３１日、８月３１日、９月３０日。またこの方への対応方針をお示しください。

（３） 業務を限定して雇用するものへの対応

以下をお示しください。

（3-1）部局別、職種別に平成３０年３月３１日に５年上限を迎える方の人数、年齢層別（２０代～、３０代～、４０代～、５０代～等)。

（3-2）上記（3-1）の内、業務限定により同一業務への継続雇用へ契約更新となる可能性のある方の人数。

（3-3）上記（3-1）の内、業務限定により別の業務への継続雇用へ契約更新となる可能性のある方の人数。

（3-4）上記（3-1)の内、当該業務では契約更新とならないが、「（２）事務・技術系契約職員への対応」である学内募集の対象者となった方の人数。

（４） 非常勤職員への対応

以下をお示しください。
客員教員、非常勤講師で５年の上限を撤廃された方の人数。

以上